

## 医事紛争のしおり

# 誰でも明日は我が身

岡山県医師会理事 片山 望

医療従事者として日常の医療業務中に医事紛争に遭遇する事は免れない事と認識して、医療機関のスタッフ全員が一日でも医事紛争に遭遇する日を遅くする様に日々取り組む事が必要です。

多くの患者さんは、病気の原因はほぼ解明されており早期受診、早期診断&早期加療すれば殆どの病気は克服出来るとの強い思い込み&期待を持って医療機関を訪れますが、現実の医学は万能では無く、全力を尽くしても患者さんに満足していただけない結果に帰結する事は特に稀有ではありません。

医療紛争とは、医療行為に関連して患者さんがクレームをつける事であり、医学的には全く落ち度が無くても患者さんの期待した結末に至らない場合には常に生ずる可能性があります。医療事故に関連して不満を持たれた時点で「医事紛争の種」が誕生し、その後の環境(状況)により医療過誤訴訟と生育していく場合があります。

(国立保健医療科学院によると医事紛争⇒医療過誤裁判に持ち込まれる確率は2003年で0.5%)

医療行為中に予想出来なかった不良事態は医療事故に該当し、医療事故の全てに医療側の責任が問われるとは限りません。医療事故の原因が医療機関側の一定水準の注意により避けられる様な場合は「医療過誤」に該当します。

患者さんが医療機関を受診した時点で法律的に診療契約が成されますが、法的には準委任契約であって請負契約ではなく、医療者は現在の一定水準の医療を施していれば結果責任を問われる事はありません。

最近の医学進歩は従来とは比較にならないスピードで進歩しています。会員の皆さんは自分自身の為&患者さんの為に自分が行っている治療内容が現在の治療水準に達する様に、日々自己研鑽に励む事が今まで以上に必要と考えられます。

### 【医事紛争回避・ワンポイントアドバイス】

◎患者さんの求めに応じて専門外の治療を行う事は日常の診療の中で特に珍しい事ではありませんが、ひとたび結果が思わしくない方向に向かい医療事故⇒医療過誤⇒医療裁判に発展した場合、平均2～3年かけて説明義務⇒注意義務⇒期待権等に違反していないか審議されます。最近の裁判所の判断では患者さんは地域の標準的な医療を受ける権利を持っており「かかりつけ医だから～」の理由で取りあえず施した診断、治療内容が専門医の治療に劣り患者さんに不利益が生じた場合、「専門外だから」との理由で無責とはならない時代になっている事に留意して日々の診療を行う事が求められます。

◎診療の際には、病態、予後、療養等の懇切丁寧な説明を日々心掛けておられると思いますが、想定外を考慮して

- ①カルテに説明のキーワード記載
- ②資料配布の旨記載
- ③配布資料更新時に過去の配布資料の保存に努めて下さい。

(医療訴訟になった場合には、説明の有無、配布資料の有無&資料提出を求められます。)

仕方がない事ですが、多くの患者さんは自分に都合の良い事しか覚えていません。[説明しました。⇒そんな事を説明された事は無い]、[資料を配布しました。⇒資料等貰った記憶が無い] との事態を招かないように、自己防衛に努める事が求められます。



児島医師会：村山正則